

【 検査 】

729 特発性器質化肺炎に対するKL-6の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

特発性器質化肺炎に対するD007「28」KL-6の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

KL-6は間質性肺炎により障害を受け再生されたⅡ型肺胞上皮細胞に発現し肺の線維化に関与している。特発性器質化肺炎は間質性肺炎の一つに分類されるため、KL-6は、その診断又は病態把握に有用な検査である。

以上のことから、特発性器質化肺炎に対するD007「28」KL-6の算定は、原則として認められると判断した。